

横浜市食品衛生表彰基準

制定 平成 26 年 8 月 20 日
最近改正 平成 28 年 6 月 6 日

(趣旨)

第1条 この表彰は、食品衛生の普及向上に功労のあった者の労苦に報いると共に、優秀な食品衛生施設等については、他の模範として、また、食品関係施設において食品衛生向上の実践を率先して行い、他の従業員の模範となる優良従業員に対して市長表彰を行い、もって、食品衛生行政の推進に資することを趣旨とする。

(表彰区分)

第2条 表彰の区分は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生功労者
- (2) 食品衛生最優秀施設
- (3) 食品衛生優良従業員
- (4) 食品衛生特別功労者
 - ア 退任一般社団法人横浜市食品衛生協会役員
 - イ 退任食品衛生指導員

(推薦基準)

第3条 表彰対象者の推薦基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生功労者
 - 食品衛生関係団体役員、食品衛生指導員、食品衛生関係団体職員であって、次の各号に該当する者。ただし、過去において同一表彰を受けた者は除く。
 - ア 食品衛生の普及向上若しくは食品衛生に関する発明発見または食品衛生行政に対する協力、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者であること。
 - イ 表彰年度4月1日現在、食品関係の営業を営んでいる者にあっては、本市内での営業歴が10年以上であること。
また、食品関係の営業を営んでいない者にあっては、食品関係団体の指導、育成等に従事した年数が15年以上であること。
 - ウ 表彰年度4月1日現在、年齢が40歳以上の者であること。
 - エ 食品関係の営業を営んでいる者にあっては、本市内における施設において表彰年度を含む過去3年の間に、食中毒の発生や、食品衛生関係法令に基づく行政処分を受けたことがないこと。
- (2) 食品衛生最優秀施設
 - 施設が特に優秀であり、他の模範とすべき施設であって、次の各号に該当すること。
ただし、過去において同一表彰を受けた施設は除く。
 - ア 表彰年度4月1日現在、営業者の現在地における営業年数が5年以上であること。
 - イ 表彰年度4月1日現在、対象となる施設が建築後営業を開始してから3年以上を経過していること。
 - ウ 過去1年間における食品衛生監視票による採点成績の平均値が90点以上であること。
 - エ 現在（推薦する時点）、秀級施設であること。
 - オ 横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を遵守することに加え、次の事項が遵守されていること。
 - (ア) 食品衛生責任者が、食品衛生責任者指定講習会を年に1回以上受講していること。
 - (イ) 従事者の検便を定期的に実施していること。
 - カ 表彰年度を含む過去3年の間に、食中毒の発生や、食品衛生関係法令に基づく行政処分を受けたことがないこと。

(3) 食品衛生優良従業員

食品衛生施設等の事業所で、食品等の調理、加工、製造、または販売に直接従事する勤務者で、次の各号に該当する者であること。ただし、過去において同一表彰を受けた者は除く。

- ア 食品衛生の趣旨を理解し、施設の管理及び食品等の取扱い、衛生保持に常に率先努力している者であること。
- イ 勤務成績、日常業務等について、他の従業員の模範と認められる者であること。
- ウ 表彰年度4月1日現在、同一事業所に、7年以上勤務している者であること。
- エ 表彰年度4月1日現在、年齢が35歳以上の者であること。
- オ 自己の勤務する事業所において、表彰年度を含む過去3年の間に、食中毒の発生や、食品衛生関係法令に基づく行政処分を受けたことがないこと。

(4) 食品衛生特別功労者

ア 退任一般社団法人横浜市食品衛生協会役員

一般社団法人横浜市食品衛生協会役員で、次の各号に該当する者であること。

ただし、この項において、一般社団法人横浜市食品衛生協会は、社団法人横浜市食品衛生協会と読み替えることができる。

- (ア) 一般社団法人横浜市食品衛生協会の前会長又は副会長職にあった者であること。
- (イ) 一般社団法人横浜市食品衛生協会の事業の進展育成強化に尽力し、その功績が顕著であった者であること。
- (ウ) 本市食品衛生行政の推進に積極的に協力し、食品衛生の普及向上に貢献した者であること。

イ 退任食品衛生指導員

食品衛生指導員で、次の各号に該当する者であること。

- (ア) 食品衛生指導員で熱心に活動し、食品衛生の指導に優れ他の模範とするにたる者であること。
- (イ) 表彰年度4月1日現在で食品衛生指導員として委嘱され活動した期間が満20年以上であること。
- (ウ) 年齢が表彰年度4月1日現在で満70歳以上の者であること。
- (エ) 本市食品衛生行政の推進に積極的に協力し、食品衛生の普及向上に貢献した者であること。

(候補者の推薦)

第4条 一般社団法人横浜市食品衛生協会及び各福祉保健センター長（以下「推薦者」という。）は、前条推薦基準により、被表彰者としてふさわしい候補者を推薦することができる。

2 推薦者は、食品衛生功労者については様式1、食品衛生最優秀施設については様式2、食品衛生優良従業員については様式3、食品衛生特別功労者については様式4をもって、これを行う。

(被表彰者の決定)

第5条 市長は、別に定める食品衛生表彰審査会に諮問し、その報告を受けて被表彰者を決定する。

(表彰資格の消滅)

第6条 被表彰者の決定後、表彰日当日までに推薦基準に適合しなくなった場合は、その資格は消滅するものとする。

附則

(施行期日)

この改正基準は、平成28年度に実施する表彰から適用する。